

横浜市依存症関連機関連携会議運営要綱

制 定 令和2年6月23日 健こ第385号（局長決裁）

最近改正 令和3年4月1日 健こ第1597号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市における依存症者等に対する包括的な支援を実施するため、関連機関が密接な連携を図ることを目的に開催する「依存症関連機関連携会議」（以下「連携会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（運営）

第2条 連携会議は、専門的な事項を検討できるよう、共有すべき事項に応じて分科会を開催することができる。

（所掌事項）

第3条 連携会議は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 依存症者等の支援に係る情報及び課題の共有に関すること
- (2) 依存症者等の支援に係る連携、調整及び研修計画に関すること
- (3) その他依存症者等の支援に関する支援に必要なこと

（参加者）

第4条 連携会議は、横浜市内の関係機関の担当者及び民間団体で活動する者のうち、横浜市こころの健康相談センター長（以下「センター長」という。）が適当と認める者（以下「参加者」という。）をもって構成する。

（会議）

第5条 センター長は、連携会議を招集する。

- 2 連携会議は、必要に応じて、参加者以外の関係者を出席させることができる。
- 3 連携会議は、原則として非公開とする。

（庶務）

第6条 連携会議の庶務は、横浜市こころの健康相談センターにおいて処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、センター長と参加者が協議の上、これを定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。